

敦賀市水道水源保護条例（平成13年9月28日条例第21号）  
最終改正：平成30年9月13日条例第26号  
改正内容：平成30年9月13日条例第26号

○敦賀市水道水源保護条例  
平成13年9月28日条例第21号  
改正  
平成16年6月29日条例第16号  
平成30年9月13日条例第26号

## 敦賀市水道水源保護条例

### 目次

第1章	総則（第1条—第5条）
第2章	規制（第6条—第13条）
第3章	協議の手続等（第14条—第19条）
第4章	既設対象事業場の届出等（第20条）
第5章	変更の届出等（第21条—第28条）
第6章	改善等の命令（第29条・第30条）
第7章	測定及び報告（第31条・第32条）
第8章	指導及び措置（第33条・第34条）
第9章	報告及び検査（第35条）
第10章	審議会（第36条—第41条）
第11章	補則（第42条）
第12章	罰則（第43条—第50条）
附則	

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、本市の水道の水源である地下水が市民の生活にとって欠くことのできない重要かつ共有の資源であることにかんがみ、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、水道に係る水質の汚濁を防止し、安全で良質な水を確保するため、その水源である地下水を保護するとともに、清浄な水を市民が享受する権利を保障し、もって現在及び将来にわたって市民の生命及び健康を守ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）水源 地下水であって、その水が法第3条第2項に規定する水道事業のための原水として、取水施設により取水されるものをいう。

（2）水源保護地域 水源の水質の保全に影響があると認められる地下水の流域地域であって、市長が指定した地域をいう。

（3）対象事業 次に掲げるものをいう。

ア 産業廃棄物処理業（産業廃棄物の処分を業として行うものに限る。）

イ 一般廃棄物処理業（一般廃棄物の処分を業として行うものに限る。）

ウ 砂利採取業

エ 採石業

オ ゴルフ場を営む事業

（4）対象事業場 対象事業を行う工場その他の事業場をいう。

（5）公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。

（6）排水 対象事業場その他の事業場から公共用水域に排出される水をいう。

（7）地下浸透水 対象事業場その他の事業場から地下に浸透する水をいう。

（8）規制対象事業場 対象事業場のうち、水源保護地域の地下水の水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのあるもので、第14条第5項の規定により規制対象事業場として認定されたものをいう。

（9）既設対象事業場 水源保護地域に指定された地域内において、その指定の際に現に設置されている対象事業場（その設置に係る福井県知事の許可又は認可を受け、設置のための工事が着手されている対象事業場を含む。）をいう。

#### （市の責務）

第3条 市は、地下水の水質の保全に関する計画の策定及び実施並びに地下水かん養のための施策の推進その他地下水の保全に関する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活に伴い排出する水の地下水に与える影響を認識し、地下水の水質を保全するよう努めるとともに、市が実施する地下水の水質の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地下水の水質を保全するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地下水の水質の保全に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 規制

(水源保護地域の指定)

第6条 市長は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。

2 市長は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ敦賀市水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により水源保護地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 水源保護地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 前各項の規定は、水源保護地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(特別排水基準の設定等)

第7条 水源保護地域の地下水の水質を保全するため、水源保護地域における排出水の水質を規制するための基準（以下「特別排水基準」という。）は、規則で定める。

2 特別排水基準は、人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質（以下「有害物質」という。）による汚染状態にあつては排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつてはその水の汚染状態を示す項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、ゴルフ場の特別排水基準は、農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）による汚染状態に関し、排出水に含まれる当該農薬の量についてその種類ごとに定める許容限度とする。

4 市長は、前3項の規定により特別排水基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。特別排水基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(特別排水基準の遵守)

第8条 水源保護地域において対象事業場を設置している者（以下「対象事業者」という。）は、当該対象事業場の排水口（排出水を公共用水域に排出する場所をいう。以下同じ。）において特別排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、既設対象事業場の排水口において排出される排出水については、既設対象事業場の所在する地域が水源保護地域に指定された日から起算して3年間は、適用しない。ただし、その日以後に、当該既設対象事業場について対象事業者が第14条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更（市長が水源の水質の保全に影響を及ぼすおそれがないと認める軽易な事項の変更を除く。）をしたときは、この限りでない。

3 前項本文の場合において、既設対象事業場を設置している者（以下「既設対象事業者」という。）は、同項に規定する期間内において、できる限り速やかにその既設対象事業場の排水口において排出される排出水を特別排水基準に適合させるため、排水処理施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第1項の規定は、水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場（以下「特定事業場」という。）である対象事業場については、適用しない。

(排出水の希釈の抑制)

第9条 対象事業者は、その対象事業場から排出される排出水による公共用水域の水質の汚濁を防止するに当たっては、当該排出水を希釈して排出することをもって、十分な水質汚濁の防止措置を採ったものと解してはならない。

(汚水等の地下浸透の禁止)

第10条 対象事業者は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの（以下「特定物質」という。）を含む汚水又は廃液（これらを処理したものを含む。以下「汚水等」という。）を地下に浸透させてはならない。

(地下水汚染対策の推進)

第11条 対象事業者は、地下水の汚染を防止するため、特定物質を含む水（特定物質の原液を含む。）を適正に管理しなければならない。

(地下水に関する基準の設定)

第12条 水源保護地域内の対象事業場のうち、一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和

45年法律第137号)第8条第1項に規定するゴミ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。) 、産業廃棄物処理施設(同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)及びゴルフ場からの地下浸透水による地下水の汚染を防止するために必要な基準(以下「規制基準」という。)は、規則で定める。

2 規制基準は、水源保護地域内の対象事業場である一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設及びゴルフ場(以下「規制基準適用事業場」という。)の敷地内における地下水について、規制基準適用事業場からの特定物質又は農業を含んだ地下浸透水による汚染の有無及びその汚染に対する措置を講ずる必要性を判断する基準とする。

3 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の規制基準は、特定物質による地下水の汚染状態に関し、地下水に含まれる特定物質の量について、特定物質の種類ごとに許容限度を定めるものとする。

4 ゴルフ場の規制基準は、農業による地下水の汚染状態に関し、地下水に含まれる農業の量について、農業の種類ごとに許容限度を定めるものとする。

5 市長は、規制基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。規制基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第13条 何人も、水源保護地域において、規制対象事業場を設置してはならない。

### 第3章 協議の手続等

(協議及び措置等)

第14条 水源保護地域において、対象事業場を設置しようとする者(以下「事業予定者」という。)は、次に掲げる事項について市長に届け出るとともに、その内容について市長と協議しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業場の名称及び所在地

(3) 業種及び営業内容

(4) 敷地及び建物並びに施設の状況

(5) 汚水処理の施設及びその方法

(6) 排出水の汚染状態及び量

(7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、対象事業場の配置図、第16条第3項に規定する報告書その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議に当たっては、事業予定者に対し、水源の水質を保全するために必要な指導及び助言を行うことができる。

4 市長は、第1項の規定による協議に当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、審議会は、事業予定者に対し、必要な関係資料の提出及び説明を求めることができる。

5 市長は、第1項の規定による届出を受理した日から起算して90日以内に、当該届出に係る対象事業場について、規制対象事業場の認定の有無についての決定を行わなければならない。この場合において、市長は、事業予定者に対し、規制対象事業場の認定をしたときは認定通知書を交付し、規制対象事業場の認定をしないものとしたときはその旨を通知する。

6 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査を行う必要があるときその他前項に規定する期間内に同項の決定をすることができない相当の理由があるときは、その期間を延長することができる。この場合において、市長は、事業予定者に対し、延長する期間及びその理由を通知する。

7 第5項の規定による規制対象事業場の認定の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 水源の水質を汚染させるおそれがあると認められるもの

(2) 対象事業場の設置により、当該対象事業場の土壌及び地下水を汚染しないことを証するに足りる資料の提出がないもの

(3) 対象事業場を設置した場合の付近の水源への影響に関する調査書の提出がないもの

(4) 事業予定者の資力、能力、信用等から、その対象事業の適正な遂行に支障があると認められるもの

(5) 事業予定者が対象事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの

(6) その他対象事業場の種類に応じ、審議会の意見を聴いて規則で定めるもの

(設置の届出の時期)

第15条 前条第1項の規定による届出は、規則で定める時期までに行わなければならない。

(説明会の開催)

第16条 事業予定者は、第14条第1項の規定による届出を行う前に、対象事業場の事業計画及びその内容について、関係住民に対する説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 説明会の開催方法その他説明会に関する事項は、市長が別に定める。

3 事業予定者は、説明会を開催したときは、その内容に関する報告書を作成しなければならない。

(協議終了前の着工禁止)

第17条 事業予定者は、第14条第5項後段の規定による規制対象事業場の認定をしないものとした旨の通知があるまでは、水源保護地域において、対象事業場の建設工事に着手してはならない。

(協議等の命令)

第18条 市長は、事業予定者が第15条に規定する時期までに第14条第1項の規定による届出若しくは協議をせず、若しくは第16条第1項の規定による説明会の開催を行わないとき、又は前条の規定に違反したときは、事業予定者に対し、期限を定めて、当該届出、協議若しくは説明会の開催を行うこと又は対象事業場の建設工事及び対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

(規制対象事業場の建設の中止命令等)

第19条 市長は、事業予定者が、その設置しようとする対象事業場について第14条第5項の規定により規制対象事業場の認定があった場合において、第13条の規定に違反して対象事業場の建設工事に着手したとき、又は対象事業場を設置したときは、事業予定者に対し、建設工事中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難な場合には、これに代わるべき必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。

#### 第4章 既設対象事業場の届出等

(既設対象事業場の届出等)

第20条 既設対象事業者は、その既設対象事業場の所在する地域が水源保護地域に指定された日から起算して60日以内に、第14条第1項各号に掲げる事項について市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、対象事業場の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 市長は、既設対象事業者が第1項に規定する期間内に同項の規定による届出をしないときは、期限を定めて、当該届出をするよう命ずるものとする。

4 既設対象事業者が第1項の規定による届出を行ったときは、その既設対象事業場について、第14条第5項に規定する規制対象事業場の認定の有無についての決定は、行わないものとする。

5 前項の場合において、市長は、審議会の意見を聴いて、関係行政機関の長に対し、同項の既設対象事業場に関し、水源保護地域における水源の保全のために必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

#### 第5章 変更の届出等

(対象事業場の事業内容等の変更の届出)

第21条 第14条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第14条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出るとともに、その内容について市長と協議しなければならない。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第14条第3項及び第4項、第16条並びに第18条の規定は、第1項の規定による届出に係る手続について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第21条第1項」と、「事業予定者」とあるのは「同項の規定による届出をした者（以下「事業変更予定者」という。）」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第21条第1項」と、「事業予定者」とあるのは「事業変更予定者」と、第16条第1項中「事業予定者」とあるのは「事業変更予定者」と、「第14条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第3項中「事業予定者」とあるのは「事業変更予定者」と、第18条中「事業予定者」とあるのは「事業変更予定者」と、「第15条」とあるのは「第22条」と、「第14条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、「第16条第1項」とあるのは「第21条第3項において準用する第16条第1項」と、「行わないとき、又は前条の規定に違反したときは」とあるのは「行わないときは」と、「対象事業場の建設工事」とあるのは「第21条第1項の規定による変更の届出に係る事項の変更」と読み替えるものとする。

(変更の届出の時期)

第22条 前条第1項の規定による変更の届出は、規則で定める時期までに行わなければならない。

(計画変更命令)

第23条 市長は、第21条第1項の規定による変更の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その届出を受理した日から起算して60日以内に限り、その届出をした者に対し、対象事業場の構造若しくは使用の方法、汚水等の処理の方法又は地下水の汚染の防止の方法等に関する計画の変更（その届出に係る計画の廃止を含む。）を命ずることができる。

(1) 変更の届出に係る対象事業場（特定事業場であるものを除く。）の排水口においてその排水の汚染状態が特別排水基準に適合しないおそれがあると認めるとき。

(2) 変更の届出に係る対象事業場から特定物質を含む汚水等が地下に浸透するおそれがあると認めるとき。

(3) 変更の届出に係る対象事業場（規制基準適用事業場であるものに限る。）の敷地内における地下水の汚染状態が規制基準に適合しないおそれがあると認めるとき。

2 市長は、第21条第1項の規定による変更の届出があった場合において、実地の調査を行う必要があるときその他前項に規定する期間内に同項の規定による命令をすることができない相当の理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、市長は、変更の届出をした者に対し、延長する期間及びその理由を通知する。

（変更の実施の制限）

第24条 第21条第1項の規定による変更の届出をした者は、その届出が受理された日から60日（前条第2項の規定による期間の延長があった場合には、その延長した期間）を経過した後でなければ、その届出に係る事項の変更を行ってはならない。

2 市長は、第21条第1項の規定による変更の届出に係る事項の内容が水源の水質の保全に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（事業の一時停止命令）

第25条 市長は、第21条第1項の規定による届出をした者が第23条第1項の規定による命令に従わないとき、又は前条第1項の規定に違反したときは、その者に対し、期限を定めて、その対象事業場における対象事業の一時停止を命ずることができる。

（氏名等の変更の届出）

第26条 第14条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第14条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは、その事実が発生した日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（対象事業場の使用廃止の届出）

第27条 第14条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る対象事業場の使用を廃止したときは、その事実の発生した日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（承継）

第28条 第14条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る対象事業場の全部又は一部を譲り受け、又は借り受けた者は、その対象事業場の届出をした者の地位を承継する。

2 第14条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る対象事業場を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその対象事業場を承継した法人は、その届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第14条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

## 第6章 改善等の命令

（改善命令等）

第29条 市長は、水源保護地域において対象事業場（特定事業場であるものを除く。以下この項において同じ。）を設置している者が、対象事業場の排水口において、その汚染状態が特別排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、汚水発生施設の構造若しくは使用方法若しくは汚水等の処理方法の改善を命じ、又は汚水発生施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 市長は、対象事業者が、特定物質を含む汚水等を地下に浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、汚水等に係る施設の構造若しくは使用方法若しくは汚水等の処理の方法を改善すべきことを命じ、又は汚水等に係る施設の使用若しくは汚水等の地下浸透の一時停止を命ずることができる。

3 市長は、対象事業場（規制基準適用事業場であるものに限る。）の敷地内における地下水の汚染状態が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、対象事業場を設置する者に対し、期限を定めて、汚水等に係る施設の構造若しくは使用方法、農薬の使用、汚水等の処理の方法若しくは地下水の汚染の防止の方法を改善すべきことを命じ、又は汚水等に係る施設の使用、農薬の使用若しくは汚水等の地下浸透の一時停止を命ずることができる。

4 前3項の規定による改善の命令（以下「改善命令」という。）を受けた者は、速やかに改善計画書を作成し、市長に提出するとともに、市長がその改善計画書の内容を適当と認めるときは、直ちに改善行為を実施しなければならない。

5 改善命令を受けた者は、改善行為を完了したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

（改善命令に関する経過措置）

第30条 前条の規定は、既設対象事業場の排水口において排出される排水水については、当該既設対象事業場が所在する地域が水源保護地域に指定された日から起算して3年間は、適用しない。ただし、その日以後に、当該既設対象事業場について対象事業者が第14条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更（市長が水源の水質の保全に影響を及ぼすおそれがないと認める軽易な事項の変更を除く。）をしたときは、この限りでない。

## 第7章 測定及び報告

(汚染状態の測定等)

第31条 対象事業者は、規則で定めるところにより、排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しておかなければならない。

2 前項の規定による汚染状態の測定は、6箇月に1回以上行わなければならない。

3 対象事業者(規制基準適用事業場を設置する者に限る。)は、規則で定めるところにより、規制基準適用事業場の地下水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しておかなければならない。

4 前項の規定による汚染状態の測定は、規制基準適用事業場からの地下浸透水による地下水の汚染の有無を判断することができる規則で定めるところにより設置された2箇所以上の観測井において、6箇月に1回以上実施しなければならない。

5 対象事業者(ゴルフ場を設置する者に限る。)は、ゴルフ場における農薬の使用量を可能な限り削減するよう努めるとともに、規則で定めるところにより、農薬の年間使用計画を策定し、その使用状況を記録し、保存しておかなければならない。

6 対象事業者は、規則で定めるところにより、第1項及び第3項の規定による汚染状態の測定結果並びに前項に規定する農薬の年間使用計画及び使用状況を市長に報告しなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、対象事業者は、第1項又は第3項の規定により排出水又は地下水の汚染状態の測定を行った場合において、有害物質その他汚染物質(以下「有害物質等」という。)による排出水の汚染状態が、特定事業場以外の対象事業場にあつては特別排水基準、特定事業場である対象事業場にあつては排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)に規定する排水基準にそれぞれ適合しないことが明らかになったとき、又は特定物質若しくは農薬(以下「特定物質等」という。)による地下水の汚染状態が規制基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちにその汚染状況を市長に報告するとともに、有害物質等を含む排出水の排出又は特定物質等を含む地下浸透水の浸透の防止及び水源の水質の汚染の防止のために必要な措置を講じなければならない。

8 対象事業者(一般廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場をいう。)又は産業廃棄物の最終処分場(同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。))である対象事業場(以下「対象最終処分場」という。)を設置する者に限る。)は、対象最終処分場について、第1項又は第3項の規定による排出水及び地下水の測定を対象最終処分場の埋立処分が終了した後も継続し、対象最終処分場が廃止(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止又は同法第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止をいう。)になるまでの間これを実施しなければならない。

9 対象事業者は、公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、対象事業場の排水口の位置その他排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

10 前各項の規定は、第20条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る対象事業場については、同項に規定する水源保護地域に指定された日から起算して3年間は、適用しない。

11 前項の場合において、第20条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る対象事業場について、できる限り速やかに、第1項の規定による測定を開始し、その結果を記録し、保存しておくよう努めなければならない。

12 第10項の場合において、第20条第1項の規定による届出をした者(規制基準適用事業場を設置する者に限る。)は、当該届出に係る規制基準適用事業場について、できる限り速やかに、第3項の規定による測定を開始し、その結果を記録し、保存しておくよう努めなければならない。

(事故時の措置)

第32条 対象事業者は、その対象事業場において、汚水等に係る施設の破損その他の事故が発生し、有害物質等を含む水が対象事業場から公共用水域に排出され、又は特定物質等を含む地下浸透水が浸透したことにより、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質等を含む水の排出又は特定物質等を含む地下浸透水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、その事故の状況及び講じた措置の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、対象事業者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずることを命ずることができる。

## 第8章 指導及び措置

(指導等)

第33条 市長は、水源保護地域において排出水を排出する者及び汚水等を地下浸透水として浸透させる者に対し、水源の水質を保全するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。この場合において、市長は、その者に対し、排出水又は地下浸透水の汚染状態その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

2 市長は、水源保護地域において対象事業以外の事業又は行為を行おうとする者に対しても、水源の水質の保全のために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

(関係行政機関に対する要請等)

第34条 市長は、水源の水質を保全するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して意見を述べ

、又は適当な措置を講ずるべきことを要請することができる。

## 第9章 報告及び検査

(報告及び立入検査等)

第35条 市長は、水源保護地域における水源の保全のために必要な限度において、対象事業者に対して、対象事業場の施設の使用方法、汚水等の処理方法、排出水の汚染状態及び量、地下浸透水の浸透の方法その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、水源保護地域における水源の保全のために必要な限度において、その職員又は市長が指定する者(次項において「職員等」という。)に対象事業場に立ち入り、対象事業の実施状況、排出水又は地下浸透水に関係する施設、使用農薬、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、又は当該対象事業の水源に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定により立入検査又は立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第10章 審議会

(審議会の設置)

第36条 水源の水質の保全を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、水源の保護に関する重要な事項について、調査し、及び審議する。

(組織等)

第37条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係機関の職員

(3) その他市長が必要と認めた者

4 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員の任期)

第38条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第39条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第40条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の3分の2以上の多数によりこれを決する。

4 審議会の会議は、公開しない。ただし、委員長は、相当であると認める者の傍聴を許すことができる。

5 第36条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(専門部会)

第41条 会長は、必要に応じ特定事項を調査審議するため、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

## 第11章 補則

(補則)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第12章 罰則

第43条 第19条、第25条又は第29条第1項、第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の規定に違反した者

(2) 第23条第1項又は第32条第2項の規定による命令に違反した者

第45条 第18条（第21条第3項において準用する場合を含む。）又は第20条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項の規定に違反した者

(2) 第17条又は第24条第1項の規定に違反した者

(3) 第31条第7項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による措置を講じなかった者

(4) 第32条第1項の規定による措置を講ぜず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第47条 第14条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第31条第1項又は第3項の規定による測定をせず、記録をせず、若しくは保存をせず、又は虚偽の記録をした者

(2) 第31条第5項の規定による農薬の年間使用計画の策定をせず、又は同項の規定による記録をせず、若しくは保存をせず、若しくは虚偽の記録をした者

(3) 第31条第6項又は第35条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第31条第8項の規定に違反した者

(5) 第35条第2項の規定による検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第49条 第26条、第27条又は第28条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第43条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第10章及び次項の規定は、公布の日から施行する。（平成14年規則第5号で平成14年4月1日から施行）

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）

附則（平成16年6月29日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成30年9月13日条例第26号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成30年規則第25号で平成30年12月1日から施行）